19

法第十二条第六項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第十八条の五の規定の適用については、同条第二号中「の規定」とあるのは、「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項の規定」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例）

第十五条　法第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条から第二十六条の三までの規定の適用については、同令第二十六条第十九項中「その者が死亡した日の属する年又は同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年又は法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、死亡の日」と、「同条第一項」とあるのは「法第四十一条第一項」と、同令第二十六条の二第一項中「その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日」と、同令第二十六条の三第一項中「その者が死亡した日の属する年又は法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日」とする。

2　法第十三条第二項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の三の二の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の四の規定の適用については、同条第十七項中「その者が死亡した日の属する年又は住宅の増改築等をした家屋の当該住宅の増改築等に係る部分を災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日」と、「みなして、同条第一項」とあるのは「みなして、法第四十一条の三の二第一項」と、同条第二十二項中「その者が死亡した日の属する年又は住宅の増改築等をした家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は同項に規定する他の住宅取得等（以下この項及び次項において「他の住宅取得等」という。）をした法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは同条第五項に規定する認定長期優良住宅が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日」とする。

第三章　法人税法等の特例

（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第十六条　法第十五条第一項に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に規定する固定資産（以下この条及び次条第一項において「固定資産」という。）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第六号に掲げる繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの（次項及び次条第一項において「固定資産に準ずる繰延資産」という。）とする。

2　法第十五条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は固定資産に準ずる繰延資産について生じた次に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額とする。

一　東日本大震災により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は東日本大震災による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他付随費用に係る損失の額を含む。）

二　東日本大震災により、当該資産が損壊し、又はその価値が減少し、その他当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、これらの被害があった日から一年以内に当該資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用（その損壊又は価値の減少を防止するために支出する費用を含む。）に係る損失の額

3　法第十五条第一項に規定する政令で定める規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項の規定とする。

4　法第十五条第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令の規定の適用については、同令第百十二条第五項第一号中「含む」とあるのは「含み、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十五条第一項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する繰戻対象震災損失金額を除く」と、同令第百十三条第一項第一号及び第五項第二号中「及び法」とあるのは「並びに法」と、「の規定により還付」とあるのは「及び震災特例法第十五条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付」とする。

5　法第十五条第六項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の同法第二条第十八号に規定する利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額にそれぞれ含まれないものとする。

6　法第十五条第六項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第七十三条第二項	掲げる規定	掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
法人税法施行令第七十七条の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び震災特例法第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
法人税法施行令第百四十二条の三第四項	）の規定	）並びに震災特例法第十五条第六項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定
租税特別措置法施行令第三十五条第二項	の規定	並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十五条第六項の規定
租税特別措置法施行令第三十六条第五項	の規定	並びに震災特例法第十五条第六項の規定